福山河川国道事務所災害応急対策活動等に関する基本協定

(建設コンサルタント業務等) 募集要領

「福山河川国道事務所災害応急対策活動等に関する基本協定(建設コンサルタント業務等)」(以下「基本協定」という。)について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は、下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

基本協定締結説明書

1. 協定概要

- (1)協定名 福山河川国道事務所災害応急対策活動等に関する基本協定(建設コンサルタント業務等)
- (2)活動場所 福山河川国道事務所において管理する一級河川芦田川及び高屋川、 一般国道2号、一般国道317号生口島道路(別図-1参照)を対 象とする。

ただし、不測の事態が生じた場合は、上記以外での活動を要請する場合もある。

(3)活動内容 本活動は、福山河川国道事務所において管理する一級河川芦田川及 び高屋川、一般国道2号、一般国道317号生口島道路において地 震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等により発生した災害の状況把 握と報告並びに指示に基づく調査、測量及び緊急的な対策工法の検 討等を行うものである。

ただし、上記以外の活動内容を要請する場合もある。

(4) 協定期間 令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定 に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局における平成31・32年度「土木関係建設コンサルタント業務」又は「地質調査業務」又は「測量業務」に係る一般競争参加資格を有し、中国地方整備局における令和3・4年度「土木関係建設コンサルタント業務」又は「地質調査業務」又は「測量業務」に係る一般競争(指名競争)参加資格の申請を行っていること。なお、令和3年4月1日までに、令和3・4年度「土木関係建設コンサルタント業務」又は「地質調査業務」又は「測量業務」に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていなければならない。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基

づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。

- (3) 中国地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる ものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続して いる者でないこと。
- (5) 平成22年度以降において、福山河川国道事務所が発注した業務の実績がある こと。(令和2年度完了予定も対象に含む。)
- (6) 本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準 を満たす技術者が、本活動を総括的に管理できること。
 - ① 協定締結希望者と直接的な雇用関係にあること。 上記「直接的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。
 - ② 以下のいずれかの資格を保有すること。
 - ア) 技術士(総合技術監理部門)を有する者。選択科目は下記のいずれ かとする。
 - a) 建設-土質及び基礎
 - b) 建設-鋼構造及びコンクリート
 - c) 建設-河川、砂防及び海岸・海洋
 - d)建設-道路
 - e) 建設-トンネル
 - イ) 技術士(建設部門)を有する者。選択科目は下記のいずれかとする。
 - a) 建設-十質及び基礎
 - b) 建設-鋼構造及びコンクリート
 - c) 建設-河川、砂防及び海岸・海洋
 - d)建設-道路
 - e) 建設-トンネル
 - ウ) 国土交通省登録技術者資格の下記のいずれかに該当する資格を 有する者。
 - a) 施設分野:海岸堤防等-業務:点検・診断
 - b) 施設分野:橋梁(鋼橋)-業務:点検
 - c)施設分野:橋梁(鋼橋)-業務:診断
 - d) 施設分野:橋梁(コンクリート橋) -業務:点検
 - e) 施設分野:橋梁(コンクリート橋) -業務:診断
 - f) 施設分野:トンネルー業務:点検
 - g) 施設分野:トンネルー業務:診断
 - h) 施設分野:地質·土質-業務:調查
 - i) 施設分野:河川・ダム-業務:計画・調査・設計
 - i)施設分野:道路-業務:計画·調查·設計
 - k) 施設分野:橋梁-業務:計画·調查·設計
 - 1) 施設分野:トンネルー業務:計画・調査・設計
 - m) 施設分野:堤防・河道-業務:点検・診断
 - n) 施設分野:舗装-業務:点検
 - o) 施設分野:舗装-業務:診断
 - p) 施設分野:砂防設備-業務:点檢·診断

- a) 施設分野:地すべり防止施設-業務:点検・診断
- r)施設分野:地すべり対策-業務:計画・調査・設計
- s) 施設分野:急傾斜地崩壊防止施設-業務:点檢·診断
- t)施設分野:急傾斜地崩壊等対策-業務:計画·調查·設計
- エ)博士(工学)
- オ) 土木学会認定技術者のいずれかの資格を有し、「資格認定証」 の交付を受けている者。
 - a) 特別上級土木技術者(鋼・コンクリート)
 - b)特別上級土木技術者(地盤·基礎)
 - c)特別上級土木技術者(調査・計画)
 - d)特別上級土木技術者(設計)
 - e)上級土木技術者(調查·計画)
 - f) 上級土木技術者(設計)
 - g) 上級土木技術者(調查·測量)
 - h) 1級土木技術者(調査・計画)
 - i) 1級土木技術者(設計)
 - j) 1級土木技術者(調査・測量)

カ) 測量士

- (7) 広島県内又は岡山県内において本店・支店又は営業所を有する者。
- 3. 基本協定締結者の決定方法
 - (1) 基本協定の締結は、2. に掲げる応募資格を満たしている方と行います。
 - (2) 必要に応じてヒアリング等を実施します。
- 4. 担当部局

〒720-0031 広島県福山市三吉町4丁目4番13号 国土交通省中国地方整備局 福山河川国道事務所 河川管理課 TEL 084-923-2511 内線407

5. 募集要領の配布

募集要領については、以下のとおり配布します。

- ① 配布期間:令和3年2月16日(火)から令和2年3月8日(月)までの 休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。
- ② 配布場所: 4. に同じ。

なお、福山河川国道事務所のホームページでも入手可能。

- 6. 応募資格の確認等
 - (1)申請書の作成

基本協定の締結を応募される方は、下記資料を作成し提出願います。

- ① 基本協定応募資格確認申請書【別記様式1】
- ② 過去の業務実績【別記様式2】

※平成22年度以降において、福山河川国道事務所が発注した業務の受注実績について記載願います。(令和2年度完了予定も対象に含む)

※テクリスに登録されていない場合は、確認できる書類(契約書及び仕様書

の写し等)を提出願います。

- ③ 技術者の資格【別記様式3】
 - ※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出願います。なお、複数の技術者を登録することは可能です。
- ④ 活動の実施体制【別記様式4】
- ⑤ 一般競争(指名競争)参加資格に係る資料
 - ※基本協定募集要領2. (2) に定める一般競争(指名競争)参加資格に 係る資料又は申請書を提出願います。

(2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。

- ① 提出方法:申請書(追加資料を含む)の提出は、持参又は郵送(書留に限る。必着のこと。)。
- ② 受付期間:令和3年2月16日(火)から令和2年3月8日(月)までの 休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。
- ③ 提出場所: 4. に同じ。
- (3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面(様式は自由)により提出願います。

- ① 提出方法:書面を持参又は郵送により提出すること。FAXでも可。
- ② 受領期間:令和3年2月16日(火)から令和2年2月26日(金)まで の休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。
- ③ 提出場所: 4. に同じ。
- (4) (3) の質問に対する回答は、次のとおり行います。
 - ① 期 間:質問を受理してから適宜に、令和3年3月2日(火)までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。
 - ② 場 所:4. に同じ。

(5) その他

- ① 申請書(追加資料を含む)の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。
- ② 担当官は、提出された申請書(追加資料を含む)を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。

また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしません。

- ③ 提出された申請書(追加資料を含む)は、返却しません。
- ④ 提出期限以降における申請書(追加資料を含む)の差し替え及び再提出は、 認めません。

基本協定応募資格確認申請書

令和3年○○月○○日

担当官

中国地方整備局

福山河川国道事務所長 福代 智之 殿

住 所会 社 名 ○○コンサルタント㈱代表者氏名

令和3年2月15日付けで募集のありました「福山河川国道事務所災害応急対策活動等に関する基本協定(建設コンサルタント業務等)」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。(又は申請書の写し)

記

- 1. 基本協定募集要領 6. (1) ②に定める過去の業務実績を記載した書面
- 2. 基本協定募集要領 6. (1) ③に定める技術者の資格等を記載した書面
- 3. 基本協定募集要領 6. (1) ④に定める活動の実施体制を記載した書面
- 4. 基本協定募集要領 6. (1) ⑤に定める一般競争(指名競争)参加資格に係る 資料

問い合わせ先

担当者 : 中国 太郎

部署: ○○本店 ○○部 ○○課

電話番号: 〇〇〇一〇〇〇一〇〇〇(代) (内線 〇〇〇)

FAX : 000-000-000

過去の業務実績

[記入例]	会社名	
	云仙泊	

	業	矛	务	名									
業													
務	テク	リス	登録者	番号									
名													
称	契	約	金	額									
等													
	履	行	期	間	令和	年	月	日	\sim	令和	年	月	日
業													
務													
概													
要													

注)・テクリスに登録されていない等で業務実績が証明できない場合は、業務の実績が確認できる書面(契 約書類等)の写しを添付すること。テクリスデータに業務概要等が登録されていない場合は、それらを 確認できる仕様書等の写しを添付すること。

技 術 者 の 資 格

[記入例] 会社名:

						琑		
				格	保	所		技術
					有	属 •		「者の氏
					資	~ 役		ァリガナ) : 名
(,		R		技		$\overset{\circ\circ}{\bigcirc}$	
			. C C I		新			00 O
	7)) M (岩	`	士			00 O
	-	登録者	部門:	登録者	(部門:			00
		番号:		番号:				生年月
			分			1		日
)	0)		·野:		分野:			昭和〇〇
		・取得年		• 取得年)年〇〇月〇
		三月日		三月日)〇目
		日		日				
	他	:		:				

活動の実施体制

[記入例]	[記入例] 会社名:									
○本活動を総括	○本活動を総括的に管理する技術者									
廿年老の氏々		\bigcirc	\bigcirc	ケー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー	○○コンサルタント㈱					
技術者の氏名	0	O	0	在籍する本支店名	○○支店					
在籍する本支原	在籍する本支店の住所 ○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番									
○本活動の実務を担当する技術員										
担当技術員 予定人数 ○○人										



福山河川国道事務所災害応急対策活動等に関する基本協定

(建設コンサルタント業務等) (案)

(目的)

第1条 この協定は、地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等の異常な現象下に、国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所長 福代 智之(以下、「甲」という。)が管理する一級河川芦田川、高屋川及び一般国道2号、一般国道317号生口島道路において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、株式会社 〇〇コンサルタント 代表取締役社長 〇〇 〇〇(以下、「乙」という。)に対し、「福山河川国道事務所災害応急対策活動等(以下、「活動」という。)」に関する協力を求めるときの手続きについて定めたものである。

(活動の実施区域)

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域は、福山河川国道事務所管内における芦田川及び高屋川の直轄管理区間、一般国道2号及び一般国道317号生口島道路の管理区間(以下、「実施区域」という。)とする。

ただし、不測の事態が生じた場合は、実施区域以外での活動を要請する場合もある。

(活動内容)

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動は、実施区域等において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害状況の把握と報告並びに甲の指示に基づく調査、測量及び緊急的な対策工法の検討等を実施するものである。

ただし、上記以外の活動内容を要請する場合もある。

2. 乙は災害状況について、把握した内容を速やかに甲に報告するものとする。

(出動の要請)

- 第4条 甲は、乙に対し、第2条の実施区域等で発生した災害状況に応じ、本活動を実施 するための出動を書面(第1報は電話で可)により要請するものとする。
 - 2. 甲は、無人航空機による調査を必要とした場合は、乙の機材保有状況や飛行許可取得状況を勘案して前項と同様に要請するものとする。
 - 3. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。また、甲は、報告を受ける者を、あらかじめ書面により乙に通知するものとする。

(活動の実施)

- 第5条 乙は、第4条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出動し、活動を実施する ものとする。
 - 2. 活動の直接の指示は、福山河川国道事務所所属職員のうち甲が指定する者(以下、「指示者」という。)が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
 - 3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

(契約の締結)

第6条 甲は、乙に前条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

(活動の完了)

第7条 乙は、活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完 了報告を行うとともに、実施した活動の内容及び出動人員等を書面により甲に報告 するものとする。 (費用の請求)

第8条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第6条により締結した契約に基づき、 甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第9条 甲は、前条の規程により請求を受けたときは、内容を精査し第6条により締結し た契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

- 第10条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、 第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、 乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置につい て甲、乙協議して定めるものとする。
 - 2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする.
 - 3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(有効期限)

第11条 本協定の有効期限は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(その他)

第12条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

令和3年 4月 1日

甲 国土交通省 中国地方整備局

福山河川国道事務所長 福代 智之

乙 株式会社 ○○コンサルタント

代表取締役社長 〇〇 〇〇